平成２２年（フ）第１４１７号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区10棟304号
債務者　鈴木　康雄
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２１号
千葉市中央区本町２丁目８番14号　ファミーユ本町203号
債務者　米村　聖子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４２４号
千葉県船橋市高根台５丁目１番281棟205号
債務者　細野あおい
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４３１号
千葉市緑区あすみが丘７丁目４番地３　あすみが丘タウンハウスＣ－３号
債務者　白山　美保
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４３５号
千葉市稲毛区黒砂３丁目１番15号　レグザ稲毛グリーンアクシス201号
債務者　土子　和也
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４３７号
千葉市花見川区検見川町３丁目300番地26　三恵マンション202号
債務者　松本　國雄
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４４２号
千葉県市原市諏訪２丁目７番地５　サイプレス205
債務者　伊藤　紀幸
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４５２号
千葉県船橋市三山２丁目44番８号　メゾン森303号
債務者　田代　一雄
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４５５号
千葉県八千代市八千代台北６丁目８番地５　プラザ三興201号
債務者　磯野　正子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４６３号
千葉県市川市曽谷７丁目25番５号
債務者　新保　　綾
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７６号
千葉市美浜区幕張西３丁目２番８棟301号
債務者　森　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５１７号
千葉県市川市相之川１丁目９番22号　第２藤ハイツ102号
債務者　近藤　　章
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４２号
石川県かほく市宇気ツ６番地５
債務者　中田亜紀子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５６１号
金沢市西念３丁目12番７号　ウインドキャッスル21・103号室
債務者　森　　誠一
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６０１号
石川県河北郡内灘町字大根布６丁目63番地　Ａｊベティス一番館・303号
債務者　辻野　清次
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７０８号
岐阜県本巣市佐原279番地１
債務者　大西　尚美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７１１号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ａ４－403
債務者　中西　浩一
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
岐阜地方裁判所